

# 山口大学大学研究推進機構産学公連携センター常置機器利用規則

平成 26 年 7 月 1 日  
産学公連携センター長裁定

## (目的)

第 1 条 この規則は、山口大学大学研究推進機構に常置され山口大学大学研究推進機構産学公連携センター（以下「センター」という。）が管理する機器（以下「常置機器」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

## (定義)

第 2 条 この規則において常置機器とは、学術研究の発展に資するために、科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者の利用に供する設備をいう。

2 常置機器の指定に関し必要な事項は、別に定める。

## (利用者の資格)

第 3 条 常置機器を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で第 4 条の承認を得た者とする。

- (1) 国立大学法人山口大学（以下「本法人」という。）の役員及び職員
- (2) 山口大学の学生
- (3) その他産学公連携センター長（以下「センター長」という。）が特に認めた者

## (利用の申請及び承認)

第 4 条 常置機器を利用しようとするものの代表者（以下「利用代表者」という。）は、所定の様式により、利用申請書をセンター長に提出し、承認を得なければならない。

2 前項の承認を得た者が、利用申請書の記載事項を変更しようとするときは、改めてセンター長の承認を得なければならない。

## (利用承認期間)

第 5 条 利用承認期間は年度ごととし、翌年度も継続して利用する者は改めて利用申請書を提出し、承認を得なければならない。

## (利用時間及び休業日)

第 6 条 常置機器の利用時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、センター長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

利用時間 月曜日から金曜日 午前 9 時から午後 5 時まで

休業日

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 12月28日から翌年1月4日まで

(利用の予約)

第7条 第4条の規定により承認された者（以下「利用者」という。）が常置機器を利用するに当たってはあらかじめ所定の常置機器利用予約表（以下「予約表」という。）に必要事項を記載しなければならない。

- 2 利用の予約は、利用予定日の1か月前から受け付けるものとし、予定に変更が生じたときは、速やかに予約表の記載を変更しなければならない。
- 3 当該常置機器の予約は先に予約表に記載したものを優先とする。ただし、予約の変更を依頼することを妨げるものではない。

(目的外使用の禁止)

第8条 利用者は、利用の承認を受けた目的以外に常置機器を利用し、又は第三者に利用させてはならない。

- 2 利用者は、常置機器を改造してはならない。ただし、センター長の承認を得たときは、この限りでない。

(利用承認の取消し)

第9条 センター長は、利用者がこの規則をはじめとする関連諸規則等を遵守しないときは、利用の承認を取り消すことができる。

(設備管理運営専門部会)

第10条 山口大学大学研究推進機構産学公連携・知的財産専門委員会内規（平成24年内規）第5条第1項に規定する設備管理運営専門部会（以下「専門部会」という。）が常置機器の管理を行う。

(設備運用責任者)

第11条 常置機器ごとに設備運用責任者を置く。

- 2 設備運用責任者は、本法人の職員のうちからセンター長が選任する。
- 3 設備運用責任者は、常置機器の操作、保守、管理及び利用する者の指導に関する業務を行い、必要に応じて常置機器の管理状況をセンター長に報告するものとする。

(報告の義務)

第12条 利用代表者は利用承認期間終了後30日以内に、所定の様式により、利用報告書をセンター長に提出しなければならない。

- 2 利用代表者は、常置機器を利用して行った研究等の成果を公表する場合は、常置機器を利用した旨を明記するとともに、その論文等の写しをセンター長に送付するものとする。
- 3 センター長は、前2項に定めるもののほか、必要に応じて利用代表者に対して常置機

器の利用状況や研究成果等について報告を求めることができる。

(利用者の注意義務)

第 13 条 利用者は、当該常置機器ごとに別に定める附属マニュアルを厳守しなければならない。

- 2 利用者は、センターの安全、防災、環境保全等に関する細則に従い、センターの安全、防災、環境保全に細心の注意を払わなければならない。
- 3 利用者は常置機器の使用に当たっては、この規則に定めるもののほか、センター長の指示に従わなければならない。

(異常発生時の処置)

第 14 条 利用者は、機器の操作中に異常を認めるときは、直ちに当該機器の操作を中止するとともに、設備運用責任者に連絡しなければならない。

- 2 利用者は、機器使用による測定結果に異常を認めるときは、速やかに設備運用責任者に連絡しなければならない。

(利用の中止)

第 15 条 センターは、常置機器が事故等により利用できない支障が生じた場合は、利用者に対して速やかにその旨を通知するものとする。

- 2 センターは、前項の利用中止に伴い発生する利用者の損害については、免責されるものとする。

(利用料)

第 16 条 センターは常置機器の運転・維持・管理に必要な経費の一部又はすべてを利用料として利用代表者から徴収できるものとする。

- 2 利用料は専門部会の議を経てセンター長が決定するものとする。
- 3 常置機器の利用に必要な消耗品等は利用者の負担とし、センターは利用料として利用代表者から徴収できるものとする。
- 4 利用者が利用予約をした常置機器について、予約した利用の開始時刻までに予約の取り消しを行わずに利用しなかった場合は、センター長は、利用代表者に対し利用料を請求することができる。
- 5 利用代表者は、第 1 項及び第 3 項の利用料をセンターが指定する方法で、所定の期日までに納付しなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 利用者は、常置機器の利用において、故意又は重大な過失により機器、設備等を損傷又は汚染した場合は、直ちにセンター長に届け出るとともに、その損害を賠償する責めを負うものとする。

(事務)

第 18 条 常置機器の利用申請等に関する事務は、学術研究部産学連携課において行う。

(雑則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、常置機器の利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 山口大学大学研究推進機構常置機器利用要項(平成 21 年要項。事項において「旧要項」という。)は、廃止する。
- 3 この規則施行前に、旧要項の規定により常置機器の利用の承認を受けた者は、この規則により承認されたものとみなす。